別紙２

誓　　　　約　　　　書

　　　年　　月　　日

豊 田 市 長　殿

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

１　精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

３　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成１４年政令第３８９号。以下「政令」という。）第６条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

４　使用済自動車再資源化法第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

５　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

７　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が１から６までのいずれかに該当するもの

８　法人でその役員又は政令第５条で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの

９　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

10　個人で政令第５条で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの